

産婦健康診査受診票兼結果票の使い方

お母さんと赤ちゃんが健やかに過ごせるよう産婦健康診査の費用を一部助成します。

【対象となる方】

受診時、下呂市に住民票がある産婦

*市外へ転出された場合は、転出先の市町村へお尋ねください。

【配布する受診票】

産婦健康診査受診票兼結果票 2枚

産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期に最大2回まで使用することができます。

産後8週までにご利用ください。

【助成内容】

健診費用のうち、1回につき上限5,000円を助成します。

助成額超過分や健診項目以外の検査については、自己負担となりますのでご注意ください。

【利用できる医療機関】

県内委託医療機関

※ただし、高山市内の医療機関（高山赤十字病院・アルプスベルクリニック・久美愛厚生病院）は除きます。

※高山市内の医療機関専用の受診票があります。

受診票の交換が必要となるため、高山市内の医療機関に変更する場合は必ず受診される前に保健センターまでお問い合わせください。

【注意事項】

- 受診票を使用し助成を受ける場合は、すべての項目の受診及び受診票の記載が必要です。
裏面も確認し記入漏れのないようご注意ください。
- 受診票を用いて受診をすることで、医療機関から下呂市へ結果を報告することに同意するとみなします。

問い合わせ先

子育て世代包括支援センター(萩原保健センター内) 0576-52-1230

産婦健康診査 償還払いについて

県外の里帰り出産など、委託機関以外で産婦健康診査を受けられる場合は、出産される医療機関に

「産婦健康診査受診票兼結果票」を提出してください。

【注意事項】

- この受診票を使用し助成を受ける場合は、すべての項目の受診及び受診票の記載が必要です。裏面も確認し記入漏れのないようご注意ください。
- 受診票を用いて受診をすることで、医療機関から下呂市へ結果を報告することに同意するとみなします。
- 保健センターが不在の場合がありますので、申請の際は事前にお電話ください。
- 申請は受診票を利用した日から6か月以内にお願いします。期限を過ぎると助成の申請ができません。

- 産婦健康診査にかかった費用は、一旦自己負担となります。

受診後『産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書』により、助成額の範囲内で申請（請求）をしてください。

助 成 額

1回あたりの産婦健康診査の上限額	5,000円	最大2回まで
------------------	--------	--------

- 助成金の申請（請求）に必要なもの

- 産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書（HPからダウンロード又は保健センターで受け取る）
- 産婦健康診査受診票兼結果票
- 産婦健康診査に要した費用のわかる領収書と診療明細書（両方必要）
- 産婦本人の預金口座番号が分かるもの
- 印鑑
- 母子健康手帳

- 問い合わせ先

子育て世代包括支援センター（萩原保健センター内） 0576-52-1230